

2025年度 北野財団

標記財団からの推薦依頼に基づき、以下のとおり、募集します。応募に際しては必ず、募集要項等で詳細を確認してください。

応募資格	(1) 財団が提示する応募資格を全て満たすこと。 対象(抜粋) 以下の要件のほか、<u>財団の成績要件(GPA)</u>と<u>収入要件</u>があります。募集要項を参照してください。 学年・課程：学部2～4年生、修士課程1～2年生 学問系統：理工系の学部・学科（主に土木・建築・都市計画及び機電関連の学部・学科） 年齢：大学生は満23歳以下、大学院生は満28歳以下。 (2) 在留資格が「留学」であること（あるいは「留学」へ変更申請中であること）。 (3) 応募当該年度において休学、原級、在籍原級、留籍をしていないこと。また、応募する奨学金の受給年度において休学、原級、在籍原級、留籍の見込みがないこと。秋学期に募集するもので、秋学期に復学した者は応募可。また休学による原級は認めることがあるので、事前に事務室に確認すること。 (4) 応募当該年度に懲戒処分を受けていないこと。また、応募時点で懲戒処分期間中ではないこと。 (5) 直近のGPAが、学部生で3.0以上、大学院生で3.5以上であること。
推薦者数	1名
学内締切 (厳守)	2025年4月24日（木） 17：00 <u>事務室への提出（郵送不可）を上記期限までに行ってください。</u> ※財団の「募集要項」に記載された応募締切日ではなく、上記の学内締切を厳守してください。
提出書類	募集要項の「提出書類」に記載された応募書類のうち、以下の6点を提出先に提出してください。 (1) 奨学生願書(写真を貼付してください) ※所定様式による (2) 研究計画書またはゼミや授業で取り組んでいること ※所定様式 5枚以内 (3) 収入（年収額）を証明する書類 ※源泉徴収票、確定申告、あるいは所属市区町村発行の所得証明の写で可 (4) 在学証明書 (5) 成績証明書 ※2025年4月以降に発行したもの (6) 推薦書 ※書式自由 ※ご自身で担当教授などの先生に推薦書の作成を依頼してください 【学内選考の結果、財団へのが決定した場合に提出する書類】 特にありません。提出された書類をそのまま財団へと提出します。
提出先	国際教育事務室(駿河台/和泉/生田)または 中野教育研究支援事務室
注意事項	(1) 応募に際しては必ず、財団の「募集・推薦要項」で詳細を確認してください。 (2) 学内での応募についてはこの学内募集要項の指示にしたがってください。 (3) 志願者本人以外が、代理で応募書類を提出することは認めません。 (4) 一度提出された書類は返却しません。 (5) 修正液や二重線による修正は一切行わないでください。 (6) 不明な点がある場合には、国際教育事務室（isupport@meiji.ac.jp）へ問い合わせることとし、直接、当該財団に問い合わせないでください。 (7) 学内応募については、他の奨学金との併願を認めますが、同一の学生を併給が認められない複数の奨学金には推薦しません。
個人情報の 取り扱いについて	明治大学は、「学校法人明治大学個人情報保護方針」ならびに本学「個人情報の保護に関する規程」に基づき、日本学生支援機構奨学金、学内奨学金、その他の学外奨学金の申請者及び保護者等関係者の個人情報（学籍異動・成績情報を含む）を奨学金業務を適切に遂行する目的以外には使用しません。また、個人情報提供先については、法令に遵守した形で行い、これらの目的以外に個人情報を利用しないことを約束します。
お問い合わせ	〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1 明治大学 国際教育事務室 財団奨学金担当（03-3296-4146）isupport@meiji.ac.jp

【令和7年度】

一般財団法人北野財団 奨学生募集要項

財団および奨学金の概要

財団 概要

名称	一般財団法人北野財団
設立の目的	経済的理由で就学が困難となっている学生の支援及び文化団体やスポーツ競技団体等への助成等を通じて学術・文化・スポーツ活動の発展に寄与する
設立会社	北野建設株式会社
代表理事	北野 貴裕
設立	平成31年2月27日
事業内容	1) 学生に対する奨学金の無償給付 2) 学術・文化及びスポーツ競技団体等への助成 3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

奨学金 概要

名称	一般財団法人北野財団奨学金
目的	日本国内の高等専門学校・大学・大学院に在籍する学生で、理工系の学部・学科(主に土木・建築・都市計画及び機電関連の学部・学科)で学ぶ学生のうち、経済的理由で就学が困難となっている学生へ奨学金給付を通じて、有為な人材の育成に寄与する
対象	1) 高等専門学校生(本科4～5年、専攻科) 2) 大学生(2～4年) 3) 大学院生(修士課程)
特徴	・ 当財団の奨学金に返還の義務はありません ・ 当財団の設立会社等への入社などの付帯義務を負うものではありません ・ 他団体の奨学金との併給も可能とします

奨学金の募集内容-1/2

新規採用 予定人数	■ 日本国内の高等専門学校(本科4～5年、専攻科)・大学(2年～4年)・大学院(修士課程)に在籍し、理工系の学部・学科(主に土木・建築・都市計画及び機電関連の学部・学科)で学ぶ学生 合計25名程度			
奨学金の 給付月額 及び期間		対象	給付月額	期間
		高等専門学校生(本科4～5年)	30,000円	令和7年4月より最長令和9年3月まで(正規の最短修業期間)
		高等専門学校生(専攻科)	30,000円	令和7年4月より最長令和9年3月まで(正規の最短修業期間)
		大学生(2～4年)	30,000円	令和7年4月より最長令和10年3月まで(正規の最短修業期間)
		大学院生(修士課程)	30,000円	令和7年4月より最長令和9年3月まで(正規の最短修業期間)
	※ 新規採用の場合は、令和7年7月に令和7年4月から遡及して、令和7年4月～令和7年7月の4か月分を支給します。 ※ 以降は、原則3か月に1回支給します。			
採用基準	■ 日本国内の高等専門学校・大学・大学院に在籍し、理工系の学部・学科(主に土木・建築・都市計画及び機電関連の学部・学科)で学ぶ学生(留学生含む) ■ 出願する年度の4月現在、高等専門学校(本科4～5年、専攻科)、大学(2～4年)、大学院修士課程に在学する学生 ■ 令和7年4月1日時点で、原則として高等専門学校生は満23歳以下、大学生は満23歳以下、大学院生は満28歳以下であること ■ 成績要件及び収入要件を満たしていること(※1) ■ 在学する学校長、学長、研究科・専攻長、指導教官等の推薦する者 ■ 学費の支弁が困難と認められる者 ■ 心身ともに優れている者 ※1 成績要件、収入要件は次ページに記載			
奨学生の義務	■ 奨学生は、次年度の奨学金給付のために毎年度末に学業成績表、家計支持者の収入を証明する書類及び在学証明書等を理事長あてに提出する必要があります ■ 奨学生は、休学・復学・転学・留年・退学・停学(その他処分)、氏名・住所の変更、留学のいずれかが発生した場合には、直ちに届け出る必要があります ■ 奨学生は、奨学金給付後も当財団の定めた書類を期日までに提出する必要があります ■ 成績不良、操行不良等、当財団奨学金給付規程に定める場合には、翌年度以降の奨学金給付を停止又は廃止する場合があります			

奨学金の募集内容-2/2(成績要件及び収入要件)

対象	成績要件	収入要件
高等専門学校生 (本科4～5年、専攻科)	■ 原則、前年度までの平均席次が10.0位以内 [本科4年生]1年生～3年生分の平均席次が10.0位以内 [本科5年生]1年生～4年生分の平均席次が10.0位以内 [専攻科1年生]1年生～5年生分の平均席次が10.0位以内 [専攻科2年生]1年生～5年生分に加え、専攻科1年生の平均席次が10.0位以内 ※平均席次は、小数点第2位四捨五入し10.0位以内	■ 目安となる家計収入の上限は以下の通り ● 給与収入世帯の場合： 世帯合計収入800万円未満 ● 給与収入以外の世帯： 自営業などその他収入400万円未満 ※ 収入の種類、金額、世帯構成、通学形態、 家庭の事情などを全て考慮する
大学生 (2～4年)	■ 原則、前年度までの成績(GPA(Great Point Average))が3.00以上 [2年生]前年度1年間(1年生)のGPAの標準が3.00以上 [3年生]1年生～2年生分の累計GPAの標準が3.00以上 [4年生]1年生～3年生分の累計GPAの標準が3.00以上	
大学院生 (修士課程)	■ 原則、前年度までの成績(GPA(Great Point Average))が3.00以上 [修士1年生]学部生1年生～4年生分の累計GPAの標準が3.00以上 [修士2年生]学部生1年生～4年生に加え、修士1年生の累計GPAの標準が3.00以上	

提出書類および選考

提出書類

- 提出書類
 - ① 奨学生願書(所定様式による)
 - ② 写真(たて4cm×よこ3cmで裏面に記名の上、①の奨学生願書に貼付)
 - ③ 研究計画書またはゼミや授業で取り組んでいること(所定の用紙に記載のこと。5枚以内)
 - ④ 収入(年収額)を証明する書類(源泉徴収票、確定申告、あるいは所属市区町村発行の所得証明の写で可)
 - ⑤ 在学証明書
 - ⑥ 学業成績証明書(GPAもしくは席次が記載されているもの。GPAが証明書に記載していない場合は、「その他、GPAの算出について」をもとにして願書「GPA」記載欄に応募者がGPAを計算し記載すること)
 - ⑦ 推薦書(1通。学長、研究科・専攻長、指導教官)のうちいずれか1名により書かれたもの。また学校指定のものが存在する場合はそれを使用)

* 上記書類は、ホチキス留めせず、申請者ごとにクリップでまとめてご提出ください
- 提出期限

令和7年5月15日(木)までに[必着]にてご提出願います

* 申請者ご本人からの直接の問合せ・応募は受け付けておりません。必ず大学を通じてご連絡・応募ください

* 申請書の電子データが必要な場合は、<http://www.kitano-foundation.or.jp/>にアクセスしてください
- 書類提出先・問合せ先

〒104-8116 東京都中央区銀座1丁目9-2 一般財団法人北野財団事務局(事務局 久保、中村、谷本)

scholarship@kitano-foundation.or.jp

選考

- 選考
 - 書類選考及び面接(書類選考通過者)により総合的に勘案し決定します
 - 奨学生の可否通知は、令和7年7月上旬に大学及び本人宛に送付します
- 選考スケジュール(令和7年度)

4月		5月		6月		7月	
◆		◆◆		◆◆	◆◆◆◆◆	◆◆◆◆◆	◆◆◆◆◆
4/1	募集期間	5/15締切	書類及び面接選考	採用者の決定	選考結果の通知	振込先情報などを財団へ送付 ※採用者のみ	初回振込 4月~7月分を 遡及して支給

- ※ 奨学生に決定した方に対しては、4月から奨学金の給付を行います。応募書類は返却しません
- ※ 募集要項に記載された内容以外は、当財団奨学金給付規程の定めに拠ります
- ※ 奨学金は、当財団指定銀行の口座に振込みます。指定銀行及び口座については奨学金給付採用者に対して改めてご連絡致します

その他

個人情報に関する取り組み

- 提供された個人情報は、「一般財団法人北野財団個人情報保護方針」に従い適切に管理します
- 提供された個人情報は、当財団において、奨学金の給付、奨学生に対する指導助言、その他当法人の目的を達成するために必要な範囲内で利用します
- 業務の遂行上必要な範囲で、提供された個人情報を外部の業務委託先に開示する場合があります。この場合、当法人は当該業務委託先と個人情報の取扱いに関する取決めを行い、個人情報保護に万全を期すよう努めます
- 提供された個人情報に関する確認、質問及び変更等については、下記窓口へお問合せください
一般財団法人北野財団事務局(事務局 久保、中村)
〒104-8116 東京都中央区銀座1丁目9-2
scholarship@kitano-foundation.or.jp

GPAの算出について

- 在学大学が5段階評価か4段階評価かに応じて、表1の対応関係をもとに自身の大学の評価をGPに換算し下記の通りGPAを算出すること
- GPAの算出方法

$$GPA = \{ (4 \times \text{GP相当の単位数}) + (3 \times \text{GP3相当の単位数}) + (2 \times \text{GP2相当の単位数}) + (1 \times \text{GP1相当の単位数}) + (0 \times \text{GP0相当の単位数}) \} / \text{総単位数(全科目の単位の合計)}$$
- 合否判定のみの科目は算定から除外すること

評価とGP(グレードポイント)の対応関係

5段階評価の場合

評価の例	S	A	B	C	F	(点) (ポイント)
	A+	A	B	C	F	
	秀	優	良	可	不可	
点数	100-90	89-80	79-70	69-60	59-0	
GP	4	3	2	1	0	

4段階評価の場合

評価の例	A	B	C	---	F	(点) (ポイント)
	優	良	可	---	不可	
点数	100-80	79-70	69-60	---	59-0	
GP	4	3	2	1	0	

奨学金給付規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人北野財団（以下「この法人」という）の定款第4条第1項に基づき、奨学金給付の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(奨学金給付学生の資格)

第2条 この法人の奨学金給付学生となる者は、高等専門学校・大学・大学院で学ぶ学生（高等専門学校1～3年次、大学1年次を除く）で、学業、人物とも優秀であって、学資の支弁が困難と認められる者でなければならない。

2 他の奨学金制度に応募し、又は他の奨学金制度を現に利用している場合であっても、応募資格を有するものとする。

(奨学金給付学生の種類)

第3条 奨学金給付学生の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 高等専門学校奨学生
- (2) 大学奨学生
- (3) 大学院奨学生

(奨学金の給付期間及び金額)

第4条 奨学金を給付する期間は、正規の最短修業年限とする。

2 前項の期間中に給付する奨学金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-------------|
| (1) 高等専門学校奨学生 | 月額 30,000 円 |
| (2) 大学奨学生 | 月額 30,000 円 |
| (3) 大学院奨学生 | 月額 30,000 円 |

第2章 奨学金給付学生の採用と奨学金の給付

(願書等及び推薦書の提出)

第5条 奨学金給付志願者は、この法人あての願書等に在学学長、研究家・専攻長、指導教官等（以下「在学学長等」という）の推薦書及び在学証明書を添えて、この法人に提出するものとする。

(奨学金給付学生の採用)

第6条 奨学金給付学生の採用は、奨学金給付学生選考委員会の選考を経て、代表理事が決定し、その結果は、在学学長等を経て本人に通知する。

2 選考結果については、次の理事会において報告するものとする。

(奨学金の給付)

第7条 奨学金は、毎月一定日に給付するものとし、特別の事情があるときは2ヶ月分以上を合わせて給付することができる。

2 奨学金の給付は、直接本人に送金して行うものとする。

(学業成績及び生活状況の報告)

第8条 奨学金給付学生は毎年度末に継続願、学業成績表、家計支持者の年収を証明する書類及び在学証明書等を代表理事あてに提出しなければならない。

(異動届出)

第9条 奨学金給付学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学、留年、または退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 氏名、住所等を変更したとき
- (4) 3ヶ月以上の長期にわたり留学するとき

(奨学金の停止)

第10条 奨学金給付学生が休学等し、又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の給付を停止する。

(奨学金の復活)

第11条 前条の規定により奨学金の給付を停止された者が、その事由が止んで在学学長等を経て願い出たときは、奨学金の給付を復活することがある。

(奨学金の停止)

第12条 奨学金給付学生が次の各号に該当すると認めるときは、在学学長等の意見を徴して奨学金の給付を廃止する。

- (1) 学業成績を理由に留年したとき
- (2) 傷痍疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (3) 学業成績又は操行が不良となったとき
- (4) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (5) 当財団が定める書類等を期日までに提出しないとき
- (6) 前各号のほか、奨学金給付学生として適当でない事実があったとき
- (7) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- (8) その他第2条に規定する奨学金給付学生としての資格を失ったとき

2 前項各号に該当する場合、この法人は奨学金給付学生に対して奨学金の返還請求をすることができる。

(奨学金の辞退)

第13条 奨学金給付学生はいつでも、在学学長等を経て、奨学金の辞退を申し出ることができる。

第3章 奨学金給付学生の指導

(奨学金給付学生の指導)

第14条 奨学金給付学生の資質の向上を図るため、学業成績及び生活状況に応じる適切な指導を行うものとする。

第4章 補則

(実施細目)

第15条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

第5章 雑則

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

個人情報保護方針

一般財団法人北野財団（以下「この法人」という）は、個人情報保護の重要性を深く認識し、以下の方針に基づき個人情報の保護に務めます。

平成 31 年 2 月 18 日
一般財団法人北野財団

1. 個人情報の収集と利用について

この法人は、個人情報を収集する場合は適法かつ公正な方法により取得するとともに、別紙にて定める利用目的の範囲内で、業務上必要な限りにおいて利用します。

2. 個人情報の管理と保護について

この法人は、個人情報を適切に管理し、不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏洩を防ぐため適正な情報セキュリティ対策を講じます。

3. 個人情報保護管理体制について

この法人は、個人情報に関する管理体制を確立し、必要かつ適切な安全管理措置を講じ個人情報の適正な管理を実施します。

4. 個人情報の第三者への提供

この法人は、法令に定める場合を除き、特定個人情報を第三者に提供しません。また、この法人は、法令に定める場合を除き、特定個人情報を含まない個人情報を、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供しません。

5. 個人情報取扱に関するお問い合わせについて

この法人は、この法人が管理する個人情報に関し、ご本人から、利用目的の通知・開示・訂正・利用の停止又は消去等のご依頼があった場合、合理的な範囲において速やかに対応します。

6. 問合せについて

個人情報に関する開示・訂正・追加・削除・利用停止・消去及び苦情・相談等の問合せ先は次のとおりです。

問合せ先： 一般財団法人北野財団 個人情報管理責任者・事務局長
主たる事務所：〒380-0838 長野県長野市県町 524 番地
従たる事務所：〒104-8116 東京都中央区銀座 1-9-2

別紙

一般財団法人北野財団が業務上取得した個人情報の利用目的

一般財団法人北野財団（以下「この法人」という）が取得した個人情報は、奨学金及び助成金の給付事業等に関し、以下の利用目的の範囲内で利用します。

- (1) 奨学金及び助成金の給付
- (2) 奨学金及び助成金選考における審査手続き及び選考結果の通知
- (3) その他奨学金及び助成金の給付事業を行うに当たり必要な業務